

## ご契約のしおり(重要事項説明書)

- ご契約について重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」「個人情報の取扱いについて」)をご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認ください。保険契約者と被保険者が異なる場合は、この書面内容を被保険者にもご説明ください。
- ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、普通保険約款にてご確認ください。  
ご希望の方は、弊社(TEL0800-888-8810)にご請求いただけ、弊社ホームページからご覧ください。  
(URL) <http://www.asahi-kasei.co.jp/shoutan/>
- 弊社ホームページ内の保険契約者ごとのお客様マイページにて、保険契約内容をご提供いたします。  
※ID・パスワードについて、新規ご契約のお客様は、保険申込時にお渡しする「お客様専用マイページのご案内」に記載されております。更新のお客様は、現契約のID・パスワードが有効です。ただし、一度もマイページのご利用がないお客様には、更新月の2ヶ月前までにお送りする「満期および更新のご案内」に記載されております。



弊社ホームページ ▲

## I. 契約概要のご説明

- ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。  
ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。  
詳細は、普通保険約款にてご確認ください。

## 1. 商品のしくみ

●この保険は、賃貸住宅に安心してお住まいいただくために、事故により所有する家財に損害が生じた場合の家財補償、賃貸借契約に基づき賃貸住宅を修理する場合の修理費用補償、火災等により貸主に対して損害賠償責任を負担した場合の借家人賠償責任補償、および日常生活において他人に対して損害賠償責任を負担した場合の個人賠償責任補償をセットした総合保険型の保険です。

## 2. 補償の内容

## (1) 保険金をお支払いする場合

【家財補償】 次の事故により借用住宅内にある家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。		
事故	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
a. 火災 b. 落雷 c. 破裂・爆発	火災、落雷または破裂・爆発により生じた損害	損害の額(家財保険金額が限度)
d. 風災・ひょう災・雪災	台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災による20万円以上の損害	
e. 物体の落下・飛来・衝突	借用住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊による損害	
f. 水漏れ	給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水漏れによる損害	
g. 騒じょう	騒じょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為による損害	
h. 盗難	家財、預貯金証書の盗難 (預貯金証書は引き出された場合のみ)	損害の額(200万円限度)
	通貨の盗難	損害の額(20万円限度)
i. 水災	台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等によって、右のいずれかに該当する損害	ア) 再調達価額の30%以上の損害 損害の額の70%または家財保険金額のいすれか低い金額が限度
		イ) 床上浸水を被った結果、再調達価額の15%以上30%未満の損害 家財保険金額の10%または損害額のいすれか低い金額が限度
		ウ) ア、イに該当しない場合で、床上浸水を被った結果の損害 家財保険金額の5%または損害額のいすれか低い金額が限度
j. 破損・汚損	aからiの事故以外の不測かつ突発的な事故	損害の額(30万円限度、自己負担額3万円)

※家財の損害額は、再調達価額を基準に保険金をお支払いします。ただし、貴金属・宝石・美術品等は、時価額が基準となり、損害の額が1個または1組ごとに30万円を超えるときは、その損害額を30万円とみなしてお支払いします。

【費用保険金】 家財補償とは別に罹災時の費用支出に対して費用保険金をお支払いします。		
保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
臨時費用保険金	【家財補償】のaからgの事故で損害保険金が支払われる場合	損害保険金の10%
残存物取扱費用保険金	【家財補償】のaからgの事故で損害保険金が支払われる場合に、残存物の取扱費用が生じた場合	取扱費用の実費(損害保険金の10%限度)
ドアロック交換費用保険金	借用住宅の鍵が盗まれたため、ドアロックを交換する場合	交換費用の実費(3万円限度)
臨時宿泊費用保険金	【家財補償】のaからiの事故で損害保険金が支払われる場合に、借用住宅外にて臨時の宿泊を余儀なくされた場合	宿泊費用の実費(10泊まで15万円限度)
損害防止費用	【家財補償】のaからcの事故で損害保険金が支払われる場合に、損害の防止・軽減のために必要または有益な費用を支出した場合	支出費用の実費

【修理費用補償】 所定の事故により借用住宅が損害を受け、貸主との契約に基づき自己の費用で修理した場合に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
修理費用保険金	【家財補償】のaからhの事故	修理費用の額(100万円限度)
	窓ガラスの熱割れ	修理費用の額(30万円限度)
	借用住宅内での被保険者の死亡	修理費用の額(100万円限度)
破損・汚損等修理費用保険金	修理費用保険金をお支払いする場合の事故以外の不測かつ突発的な事故	修理費用の額(10万円限度、自己負担額1万円)

【借家人賠償責任保険】 所定の事故により借用住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
借家人賠償責任保険金	火災、破裂・爆発または給排水設備に生じた事故に伴う水漏れ事故	負担する損害賠償金(個人賠償責任保険金と合算して1000万円限度)
	借用住宅内での被保険者の死亡により借用住宅が損害を受け、賃貸借契約に従った借用住宅の修理義務の履行を怠ったとき	負担する損害賠償金(100万円限度、個人賠償責任保険金と合算して1000万円限度)

【個人賠償責任保険】 日本国内で所定の事故により他人の身体の障害または財物の損壊に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
個人賠償責任保険金	借用住宅の使用または管理に起因する偶然な事故または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	負担する損害賠償金(借家人賠償責任保険金と合算して1000万円限度)

## (2)保険金をお支払いできない主な場合

補償の種類	保険金をお支払いできない主な場合
各補償共通	■保険契約者、被保険者等の故意 ■戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらの類似の事変または暴動 ■地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ■核燃料物質、放射能汚染による事故
家財補償	■保険契約者、被保険者等の重大な過失または法令違反 ■保険契約者、被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突、接触 ■事故の際ににおける紛失または盗難 ■自然の消耗・劣化、変色、変質、かび、虫食い等 ■擦損、かき傷、塗料のはく落等(機能に支障をきたさない損害)
修理費用補償	■保険契約者、被保険者等の重大な過失または法令違反 ■保険契約者、被保険者、借用住宅の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突、接触 ■自然の消耗・劣化、変色、変質、かび、虫食い等 ■擦損、かき傷、塗料のはく落等(機能に支障をきたさない損害)
借家人 賠償責任補償	■被保険者の心神喪失または指図 ■借用住宅の改築、増築、取りこわし等の工事 ■借用住宅の貸主との間の約定により加重された損害賠償責任 ■借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された損害
個人 賠償責任補償	■職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ■第三者との間の特別の約定により加重された損害賠償責任 ■被保険者が所有、使用、管理する財物の損壊について、その財物に正当な権利を有する者に対する損害賠償責任 ■被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

※詳しくは普通保険約款をご確認ください。

## 3. 主な特約とその概要

### (1)引越しに関する補償特約条項

弊社の保険契約にご加入の被保険者が引越しされる場合、新たにご契約される保険契約にこの特約を付帯することができます。これにより賃貸借期間が重複する期間に限り30日を限度として、引越し前の借用住宅の保険事故も、この保険契約で補償することができます。なお、引越し前の保険契約は、この保険契約の保険期間開始日の前日で失効します。また、特約の付加による保険料の追加負担はありません。

### (2)保険料コンビニエンスストア払特約条項

保険料の払込方法(経路)がコンビニエンスストア払いである場合に適用します。

### (3)保険料のクレジットカード払特約

保険料の払込方法(経路)がクレジットカード払いである場合に適用します。ただし、クレジットカード名義人は保険契約者本人にかかります。

### (4)書面省略(変更請求書)特約条項

保険契約者または被保険者が申出または通知を行う場合に、弊社が書面省略を承認した場合に適用します。

### (5)保険証券および更新証不発行に関する特約条項

弊社では、保険証券を紙ではなく、「契約者様専用ページ」にて「契約内容確認書」として表示することでの提供とさせていただいております。

不動産会社等から保険証券の提示を求められた際は、この印刷した契約内容をご提示ください。尚、別途対応が必要の時は、保険会社にお申し出ください。

## 4. ご契約期間(保険期間)

●ご契約期間(保険期間)は2年です。

## 5. 引受条件

### (1)保険の目的

- 借用住宅の用途は、住居のみに使用される建物または住戸室に限られます。
- 保険の目的は、借用住宅に収容され、被保険者が所有する家財(生活用動産)です。
- 以下の物は、保険の目的には含まれません。

a.自動車(自動三輪車および自動二輪車<sup>\*1</sup>を含む)

b.通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード・商品券等、その他これらに類する物<sup>\*2</sup>

c.稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

d.商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

e.テープ、カード、ディスク、ドラム等の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物

※1 原動機付自転車(総排気量が125cc以下のものをいいます。)は保険の目的となります。

※2 通貨または預貯金証書の盗難による損害が生じた場合は、保険の目的とします。

## (2)保険金額(プラン)の選択

●ご契約にあたっては、家財保険金額に応じて、プランをご選択いただきます。事故が発生した場合に十分な補償が受けられるように、家族形態に応じた家財保険金額の目安表を参照のうえ、プラン表からお選びください。

## 6. 保険料

●保険料は、ご選択いただいたプランによって決定されます。プラン一覧表をご覧ください。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

## 7. 保険料の払込方法

●保険料は、お申込時(または保険開始日以前に指定したお払込み日)に一括払いにて、お払込みいただきます。分割によるお払込みはありません。取扱い代理店または弊社に直接、現金払い(または銀行口座への送金)にてのお払込みとなります。

## 8. 配当金

●この保険には配当金はありません。

## 9. 解約と解約時の保険料の返還について

●保険期間の中途において、保険契約を解約される場合は、弊社または取扱代理店にご連絡ください。

●この場合、次の算式により算出した保険料を返還します。ただし、解約日から保険期間終了日までの期間が1か月未満の場合には、返還保険料はございません。

$$\text{算式 : } \text{返還保険料} = [\text{保険料} - 1500\text{円(契約費用)}] \times \frac{\text{保険期間月数} - \text{経過月数}^*}{\text{保険期間月数}}$$

※保険期間開始日から解約日までの月数で、1か月未満は切り上げます。

## II. 注意喚起情報のご説明

●ご契約に際してお客様にとって不利益となることがある場合など、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、普通保険約款にてご確認ください。

### 1. クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回)

●ご契約をお申込みの方が個人の場合には、ご契約のお申込み後であっても、ご契約申込みの撤回または解除(以下「クーリング・オフ」といいます。)を行うことができます。

#### (1) クーリング・オフの手順

●保険契約をお申込みされた日または本書面を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば、お申込ご契約のクーリング・オフを行うことができます。

●クーリング・オフされる場合は、上記期間内(8日以内の消印有効)に、ハガキ等に次の必要事項をご記入のうえ、弊社クーリング・オフ係宛て郵送くださいか、電子メール等にてお送りください。

【必要事項】①ご契約をクーリング・オフされる旨のお申出 ②  
保険契約者の住所、氏名(捺印)、連絡先電話番号 ③証券番号、申込日 ④取扱代理店名

【送付先】〒101-8101 東京都千代田区神田神保町1-105

神保町三井ビルディング

旭化成ホームズ少額短期保険株式会社

クーリング・オフ係

又は hshoutan@om.asahi-kasei.co.jp

●クーリング・オフされた場合には、既にお払込になった保険料は、すみやかにお申込者にお返しいたします。また、弊社および弊社代理店・取扱者はクーリング・オフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。

### (2) クーリング・オフできないご契約

●次の契約は、クーリング・オフできませんのでご注意ください。  
法人(社団・財団等を含む)がご契約者であるお申込契約

●すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリング・オフをお申し出の場合には、そのお申し出の効力は生じないものとします。

### 2. 告知義務・通知義務等

#### (1) 告知事項および告知義務について

●保険契約の申込記載事項のうち、損害発生の可能性にかかる重要な事項を告知事項としております。お申込みにあたっては、下記の告知事項を必ずご確認ください。

a. 保険契約者の住所、氏名、生年月日 / b. 借用住宅の所在地 / c. 借用住宅の用途〔居住用〕 / d. 被保険者の氏名、生年月日\* / e. 保険の目的〔家財(生活用動産)〕 / f. 入居者数 / g. 他社保険(共済を含む)に加入されている場合の加入状況  
※保険契約者と被保険者が同一人である場合は記入不要

●上記の各告知事項について事実と相違する場合には、弊社または代理店にお知らせください。これらの事項について事実と相違する場合、保険の引受範囲外となり保険契約が解除されることがあります。この場合、保険金をお支払いできません。

#### (2) ご契約後における通知義務

●ご契約後に以下の変更が生じた場合には、遅滞なく弊社または代理店までご連絡ください。

(ア) 借用住宅の用途を変更するとき

(イ) 保険の目的物である家財(生活用動産)を約款で定める一時的な移転を除き、他の場所に移転するとき

(ウ) 保険の目的物を家財(生活用動産)以外の物に変更・入替えるとき(例 事業用商品等)

●上記について、保険契約者または被保険者が故意または重大

な過失により遅滞なく通知をされなかった場合やこれらのおいずれかの変更により保険の引受範囲外となる場合、保険契約が解除されることがあります。この場合、解除の事由が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故について保険金をお支払いできません。

### (3) ご契約後の変更等

●ご契約後に以下の変更が生じた場合には、遅滞なく弊社までご連絡ください。

①保険契約者、被保険者の氏名(法人の場合は法人名称)の変更

②保険契約者、被保険者の住所・通知先の変更

③入居者数の変更

④借用住宅の住居表示の変更

### 3. 保険責任の開始時期

●弊社からの保険契約引受けの承諾があり、保険期間開始前に保険料をお支払いいただくことにより、保険期間開始日の午前0時より、保険責任が開始します。

### 4. 保険金をお支払いできない主な場合

●保険金をお支払いできない主な場合については、I. 契約概要のご説明2. (2)保険金をお支払いできない主な場合および普通保険約款をご確認ください。

### 5. 保険料の払込猶予期間

●新たにご契約いただく時の保険料には払込猶予期間はありません。

●更新契約時の保険料には、更新日の属する月の翌月初日から末日までの払込猶予期間があります。この期間内に保険料の払込がない場合は、保険契約は更新いたしません。

### 6. 重大事由による解除、失効等

●保険金を支払わせることを目的として損害を発生させた場合や、保険金請求に関し詐欺を行った場合、反社会的勢力に該当または関与していると認められる場合などについては、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできることがあります。

●保険契約者・被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合には、弊社はご契約を取り消すことができます。

●保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効となります。

●ご契約後に保険の目的の全部が滅失した場合、ご契約は失効します。

### 7. 保険契約の更新

●保険期間終了日の約2か月前までに保険契約の更新案内をお送りいたします。

●更新のご案内に際し、特段のお申出がない場合には、更新案内に記載したとおり、保険契約を更新させていただきます。ただし、更新契約の保険料をお支払いいただけなかった場合には、保険契約は更新いたしません。

### 8. 地震に関する補償について

●弊社は、地震保険を取り扱っておりませんので、地震による損害は、補償の対象とはなりません。また、この保険の保険料は、地震保険料控除の対象とはなりません。

### 9. 補償の重複に関するご注意

●ご契約にあたっては、次表のように、補償内容が同様の保険契約(弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

●補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険

契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、ご契約ください。\*

\* 1契約のみに補償をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったときなどは、補償がなくなることがあります。ご注意ください。

●なお、この保険の個人賠償責任補償は、補償が重複する場合がありますが、除外してご契約いただくことはできません。

#### 〔補償が重複する可能性のある主なご契約〕

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
個人賠償責任補償	自動車保険の日常生活賠償特約
	傷害保険の個人賠償責任特約

### 10. 少額短期保険業者が経営破たんした場合

●弊社が経営破たんした場合、損害保険契約者保護機構または生命保険契約者保護機構の行う資金援助等の適用措置はありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約に該当しません。

### 11. 少額短期保険業者がお引受け可能な保険契約

●弊社は、保険業法に規定する少額短期保険業者として、次の範囲で保険の引受を行っています。

①保険期間：2年以内

②被保険者1名についての保険金額の合計額：1000万円以下

③保険契約者1名について、お引受け可能な被保険者総数：100名以下

●このため、同一の被保険者が、重複してこの保険に加入することはできません。

### 12. その他法令などでご注意いただきたい事項

●保険期間中に、保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす事象が発生したときは、弊社の定めるところにより、保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

●保険金の支払事由に該当する場合でも、集積損害の発生等により弊社の収支に著しい影響を及ぼすと特に認めたときは、弊社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。

●保険契約の計算の基礎の変更が必要となったときは、弊社の定めるところにより、保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

●この保険が不採算となったときは、弊社の定めるところにより、保険契約の更新を引受けないことがあります。

### 13. 支払時情報交換制度

●弊社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とする目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

\*本制度に参加している少額短期保険業者等につきましては、(社)日本少額短期保険協会のホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

### 〔事故が起きたら〕一保険金の支払いに関するお手続きー

#### (1)保険金の請求

●事故が起きたら、まず「事故センター」へご連絡ください。

事故センター ☎0120-880-601

受付時間 9:00 ~ 20:00(年中無休)

#### (2)保険金のお支払い時期

- 弊社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終えた後に保険金をお支払いいたします。
- なお、必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関や専門機関への照会等が必要となったとき30日を超える場合が生じます。この場合、弊社より確認が必要な事項および確認を終える時期をご通知し、普通保険約款に定める各場合の日数を経過する日までに保険金をお支払いいたします。

#### (3)保険金請求権の時効

- 保険金の請求権は、3年の時効がありますので、ご注意ください。

#### (4)先取特権

- 弊社が借家人賠償責任保険金または個人賠償責任保険金をお支払いする場合において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が保険金を弊社に対して有する保険金請求権(被保険者が支出した費用に対するものは除きます。)について先取特権を有します。
- 被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求できます。このため、被保険者が保険金を請求できるのは、費用の支出に対する保険金を除き、次の①から③までの場間に限られますので、ご了承ください。
  - ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
  - ②被害者が被保険者への保険金支払いを承諾していることを確認できる場合
  - ③被保険者の指図に基づいて、弊社から直接被害者に保険金を支払う場合

#### 《お客様相談窓口および指定紛争解決機関》

- この保険についてのご相談・苦情等のお申し出は、下記窓口にて承ります。お申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向け真摯な対応に努める所存でございます。

お客様相談窓口  0800-888-8810

受付時間 9:00 ~ 18:00(土・日・祝日、年末年始は除きます。)

- お客様の必要に応じて、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、弊社が契約する指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

TEL: 0120-82-1144(フリーダイヤル)

受付時間: 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00

受付日: 月曜日から金曜日(祝日および年末年始休業期間を除きます。)

### Ⅲ. 個人情報の取り扱いについて(プライバシーポリシー)

当社および旭化成ホームズグループ各社(旭化成ホームズ株式会社及びその100%子会社(旭化成ホームズ株式会社が総株主の議決権の過半数を有する株式会社)をいい、当該子会社の子会社を含みます。以下、同じとします。)は、事業活動を円滑に行うため、お客様、お取引先、株主などの利害関係のある方々ならびに当社の役員および従業員の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等の個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成十五年五月三十日法律第五十七号)第2条第1項にいう「個人情報」をいいいます。以下同じ。)(なお、本ポリシーにおける個人情報には、保険代理店事業において保険会社から業務委託に基づいて当社が取得する個人情報を含みます。)を適正に取得・利用させていただいております(例えば、申込書、契約書、請求書等の契約の締結・履行に関する書面を取得すること等によって、個人情報を取得させていただきます。)。当社および旭化成ホームズグループ各社は、これらの個人情報の適正な保護を重要な責務と認識し、この責務を果たすために、次の方針のもとで個人情報を取り扱います。

なお、この方針の内容は改定することがありますので、定期的にご確認いただきますようお願いいたします。また、当社または旭化成ホームズグループ各社にてこのプライバシーポリシーと異なる内容で個人情報をを利用する場合には、旭化成ホームズグループ各社の個別ホームページのプライバシーポリシーにて記載すること、又は、個別に利用目的等を通知させていただくことのいずれかの方法によります。

- (1)個人情報に適用される個人情報の保護に関する法律その他の関係法令等を遵守するとともに、一般に公正妥当と認められる個人情報の取り扱いに関する慣行に準拠し、適切に取り扱います。また、適宜、取扱いの改善に努めます。
- (2)個人情報の取扱いに関する規程を明確にし、社内に周知徹底します。
- (3)個人情報の取得に際しては、利用目的を特定して通知または公表し、その利用目的に従って個人情報を取り扱います。
- (4)個人情報の漏洩、紛失、改ざん等を防止するため、安全管理措置をとる等の必要な対策を講じて適切な管理を行います。
- (5)保有する個人情報について、ご本人からの開示、訂正、削除、利用停止の依頼を所定の窓口でお受けして誠意をもって対応します。

具体的には、以下の内容に従って個人情報を取り扱います。

#### 1. 利用目的

当社および旭化成ホームズグループ各社は、事業活動に伴い、事業遂行上必要となる個人情報を既に取得し、また今後も取得しますが、これらの個人情報は下記の目的で利用させていただきます。

##### 記

- (1)旭化成ホームズグループの事業における各種商品・サービスの提供及びこれらのアフターサービスの提供
- (2)商品・サービス提供に関連する各種手続(融資、許認可取得、登記等)の支援、取次
- (3)旭化成ホームズグループの事業における営業活動(マーケティング、商品・サービスに関する資料等の送付又はお届け、資産活用関連情報提供等)
- (4)旭化成ホームズグループの商品・サービスの開発、改善
- (5)各種保険の募集に関する業務
- (6)上記各目的に付帯する事項

以上

当社が担当する事業、及び、各事業における利用目的の具体例は、次のとおりとなります。

#### (1)少額短期保険事業

- 少額短期保険契約の適正な引受け(調査を含む)、維持管理、更新、並びに、保険金の支払い等、及び、これらの業務に関する調査・書類等の作成・締結並びに保険金の授受等
- 保険商品販売、保全、情報サービス、維持管理業務(保険商品に関する案内、情報提供、契約の引受審査、契約の維持管理、支払査定業務を含む。)
- 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- 保険商品・サービスに関する市場調査及びその分析
- 当社又は提携先企業等が取り扱う少額短期保険商品・サービスの案内及び提供
- 弊社または弊社代理店が提供する商品・サービス等に係るアンケート実施

#### (2)損害保険代理店事業

- 保険等に関する各種提案(書類の作成を含む。)
- 保険等に関する契約の締結に必要な調査、書類等の作成、及び同契約の履行
- 各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- カタログ・資料等の送付、セミナー等の各種イベント等のご案内、当社が委託を受ける保険会社の各種商品・サービスの提供
- ローン・資産活用・保険・介護等その他の住まい・生活全般に関わる情報提供等のご案内
- 各種アンケートへのご記入、ホームページ・カタログ・広告等の企画・製作、各種イベント開催等へのご協力のお願い
- 商品やサービス等の開発・改善・充実

当社および旭化成ホームズグループ各社は、業務を円滑に進めるため、業務の一部を委託し、業務委託先に対して、必要な範囲で個人情報を既に提供し、また今後も提供することができます。この場合、当社および旭化成ホームズグループ各社は、これらの業務委託先との間で取扱いに関する契約の締結をはじめ、適切な監督を行います。

#### 2. 共同利用等

当社は、当社が管理する全ての個人データを、前項に記載した利用目的にしたがって、旭化成ホームズグループ各社との間で共同利用します(旭化成ホームズグループ各社の事業につきましては、こちら(<https://www.asahi-kasei.co.jp/j-koho/index.html>)をご確認ください。)。なお、信用情報、要配慮個人情報(個人情報保護法第2条第3項参照)、機微情報(金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第5条参照)については、この限りではありません。

また、当社および旭化成ホームズグループ各社間における個人データの共同利用に関する個人データの管理責任は、旭化成ホームズ株式会社が有します。

#### 3. 第三者への開示・提供

当社及び旭化成ホームズグループ各社は、原則、ご本人から取得した個人情報を第三者へ開示または提供しません。ただし、全ての個人情報については次の(1)に該当する場合、当社が担当する事業に関して取得した個人情報については同事業に関して必要な場合(提供先は以下に事業毎に示した第三者に限ります。)、及び、ご本人から個人情報を取得する際に提示した書面に記載されている場合は、この限りではありません。

## (1)全ての個人情報について

- ご本人の同意がある場合
- 法令に基づく場合
- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 統計的なデータなど本人を識別することができない状態で開示・提供する場合
- 合併、会社分割、営業譲渡その他の事由による承継の場合
- 上記1(利用目的)に記載した業務委託先への提供の場合

## (2)少額短期保険事業に関して取得した個人情報について

### (少額短期保険事業に関して必要な場合)

- 一般社団法人 日本少額短期保険協会  
(<http://www.shougakutanki.jp/general/index.html>)
- 支払情報交換制度の参加会社  
(<http://www.shougakutanki.jp/general/about/syoukai.html>)

## (3)損害保険代理店事業に関して取得した個人情報について

### (損害保険代理店事業に関して必要な場合)

- ペット＆ファミリー損害保険株式会社  
(<https://www.petfamilyins.co.jp/>)

## 4. 機微(センシティブ)情報

当社は、機微情報(金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第5条参照)については、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第5条第1項に列挙された場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行いません。

## 5. 開示等の手続

お客様の「保有個人データ」(氏名、住所、建物所在地、電話番号、ファックス番号、メールアドレス、職業・勤務先情報等)について、開示・訂正・利用停止等を希望される場合は、弊社の定める様式の申請書(PDF: ダウンロード用 <https://www.asahi-kasei.co.jp/j-koho/seikyu.pdf>)に必要事項を記入いただいた上で、運転免許証、パスポート、外国人登録証明書等の本人確認に必要な資料(いずれも写しで可。)とともに、原則として「6.お問合せ等窓口」に記載された窓口までご郵送下さい。

情報の漏洩防止、正確性の確保の観点から、必要な調査を行い、当該請求がご本人よりなされたものであると確認できた場合に限り、ご請求内容に応じた合理的な期間内に必要な対応を行います。

なお、対応の結果について書面によりお知らせする場合には、手数料として1件につき金500円をご負担いただくことがございますのでご了承下さい。

## 6. お問合せ等窓口

個人情報に関するお問合せ等は、下記お問合せ窓口にて受け付けていたします。

〒101-8101

東京都千代田区神田神保町1-105 神保町三井ビルディング

旭化成ホームズ少額短期保険株式会社

TEL : (03) 6899-3290

## 7. 旭化成ホームズグループ各社のウェブサイトについて

### (1)安全対策

当ウェブサイトでは、個人情報を安全に管理・運営するよう鋭意努力しており、個人情報への外部からの不正なアクセス、個人情報の紛失・破壊・改ざん、漏洩等への危険防止に対する合理的かつ適切な安全対策を行っています。また個人情報を取り扱う部門ごとに情報管理責任者を置き、個人情報の適切な管理に努めるとともに、情報セキュリティに関する規程を設けて社内への周知徹底を実施しています。

### (2)特定または不特定情報の収集

当ウェブサイトでは、アクセスされたご本人を特定できる情報(氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等)を、ご本人の同意なく収集することはありません。その一方、当ウェブサイトでは、ご本人個人を特定できない情報を収集することがあります。このタイプの情報の例としては、ご本人が当ウェブサイトのどのページにご訪問されたのか、またどのドメイン名のウェブサイトから当ウェブサイトにアクセスされたのかの記録等があります。これらの情報は、当ウェブサイトの内容の改善等に利用されることがあります。

### (3)クッキーの利用

当ウェブサイトは、お客様が当ウェブサイトを最適な状態で利用していただくため、お客様のクッキー(ウェブサーバがご本人のコンピュータを識別する業界標準の技術)を利用してしています。クッキーの利用を希望されない場合は、お客様のブラウザの設定でクッキーの利用を中止することができます。その場合、一部のサービスがご利用できなくなることがあります。また、当ウェブサイトは、お客様のアクセスをログ(履歴)として収集しております。これらのログは、お客様の利用状況を把握し、お客様の利便性向上のために利用されることがあります。

### (4)本プライバシーポリシーの適用範囲

本プライバシーポリシーの適用範囲は、当社および旭化成ホームズグループ各社です。ただし、旭化成ホームズグループ各社にて本プライバシーポリシーと異なるプライバシーポリシーを定めている場合には、当該グループ各社のポリシーが適用されます。また、当ウェブサイトからリンクの張られている他のウェブサイトのプライバシー保護についての責任は負いかねますので、それぞれのウェブサイトのプライバシーポリシーをご確認ください。

募CH-2212-00

引受保険会社

**旭化成ホームズ少額短期保険株式会社**

〒101-8101 東京都千代田区神田神保町1-105 神保町三井ビルディング

※ヘーベルメゾンの「マイコンシェル保険Ⅱ」および「賃貸住宅あんしん保険Ⅱ」は「賃貸住宅総合保険」のペットネームです。